

国官技第 328 号  
平成 22 年 3 月 31 日

各地方整備局長あて

国土交通省大臣官房技術審議官

請負工事成績評定要領の運用の一部改正について

請負工事成績評定要領（以下「要領」という。）の一部改正については、別途事務次官名をもって通知したところであるが、その運用について下記のとおり一部改正したので留意されたい。

記

1. 評定者

要領第 4 第二号に規定する「技術評価官」は、総括技術評価官とする。

2. 評定の方法

要領第 5 第 1 項に規定する評定は、次の各号により行うものとする。

- 一 要領第 5 第 1 項の「工事成績」の評定は、別添 1 「地方整備局工事成績評定実施要領」によるものとする。
- 二 要領第 5 第 1 項の「工事の技術的難易度」の評定は、別添 2 「地方整備局工事技術的難易度評価実施要領」によるものとする。

3. 評定結果の記録

要領第 5 第 2 項に規定する評定表等への記録は、次の各号により行うものとする。

- 一 要領第 5 第 2 項の「工事成績評定表」は、別添 1 「地方整備局工事成績評定実施要領」の別記様式第 3 に記録するものとする。
- 二 要領第 5 第 2 項の「工事の技術的難易度評価表」は、別添 2 「地方整備局工事技術的難易度評価実施要領」の別記様式第 1 に記録するものとする。

#### 4. 評定結果の通知及び回答

要領第 8 又は第 9 の通知並びに要領第 10 及び第 11 の回答は、「工事成績」及び「工事の技術的難易度」については別添 3 「地方整備局工事成績評定通知実施要領」によるものとする。

#### 5. 附則

この通知は、平成 22 年 4 月 1 日以降に行う技術検査について適用するものとするが、平成 21 年 3 月 31 日以前に完済部分の検査を行った工事で行う技術検査は除くものとする。

## 別添 1

### 地方整備局工事成績評定実施要領

#### (目的)

第1 本要領は、「請負工事成績評定要領」（平成13年3月30日国官技第92号。以下「評定要領」という。）第3第一号の工事成績の評定に関する事項を定めることにより、地方整備局が所掌する請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

#### (対象工事)

第2 工事成績の評定（以下「成績評定」という。）の対象とする工事は、評定要領第2に規定された評定の対象工事のうち、地方整備局が発注する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園緑地工事、その他これらに類する工事とする。

#### (成績評定の時期)

第3 成績評定の時期は、技術検査官にあつては、技術検査実施のつど、総括技術評価官及び主任技術評価官にあつては、工事の完成のときとする。

#### (評定者)

第4 成績評定を行う者（以下「評定者」という。）は、技術検査官並びに総括技術評価官及び主任技術評価官とする。

#### (成績評定の方法)

第5 成績評定は、工事ごとに独立して行うものとする。  
2 工事成績の採点は、別記様式第1「工事成績採点表」により行うものとする。  
3 細目別評定点の算出は別記様式第2によるものとする。  
4 評定結果は別記様式第3「工事成績評定表」に記録するものとする。  
5 評定にあつては、別紙-4の「出来形及び品質のばらつきの考え方」及び別紙-5「施工プロセスのチェックリスト（案）」を考慮するものとする。また、工事における「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があつた場合はこれも考慮するものとする。

#### (成績評定結果の報告)

第6 成績評定結果の報告は、工事の完成のときに行うものとし、評定者は、成績評定を行ったときは、遅滞なく支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官の契約した工事については、地方整備局長（以下「局長」という。）に、分任支出負担行為担当官又は分任契約担当官（以下「分任官」という。）の契約した工事については、当該工事を担当する事務所長（以下「事務所長」という。）に報告するものとする。  
2 事務所長は、分任官の契約した工事について、速やかに局長に報告するものとする。

#### (成績評定結果の通知)

第7 局長（分任官の契約した工事については、当該工事を担当する事務所長）は、別添3「地方整備局工事成績評定通知実施要領」の定めるところにより、当該工事の請負者に通知するものとする。

工事成績採点表 [完成、一部完成]

平成 年 月 日 作成  
地方整備局 事務所

工事名		契約金額(最終)																																
請負者名		工期		平成 年 月 日 から 平成 年 月 日												完成年月日		平成 年 月 日																
審査項目	細別	主任技術評価官					総括技術評価官					技術検査官(中間)					技術検査官(中間)					技術検査官(完成)												
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名												
		a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																												
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																												
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15																					
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15																					
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																												
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	III. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2						+ 20.0 ~ 0																											
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	+7.0				0																												
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0																							
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		± . 点					± . 点					± . 点					± . 点					± . 点												
評定点(65点±加減点合計) ※1		① . 点					② . 点					③ . 点					③ . 点					④ . 点												
評定点計		_____点 ○中間技術検査があった場合: (① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2)= _____点 ※但し、③は中間技術検査が2回以上の場合は平均値 ○中間技術検査がなかった場合: (① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4)= _____点																																
7. 法令遵守等 ※7		_____点																																
評定点合計 ※8		_____点 ○評定点計( _____点) - 法令遵守等( _____点) = _____点																																
8. 総合評価 技術提案		技術提案履行確認 ※9					履行					不履行					対象外																	
所見 ※5		(主任技術評価官)										(総括技術評価官)										(技術検査官)												

- ※1 65点 + 1.~3.の評定(加減点合計) + 4.~6.の評定(加減点合計) = 評定点  
各評定点(①~④)は小数第1位まで記入する。
- ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。  
評価に際しては、主任技術評価官からの報告を受けて総括技術評価官が評価するものとする。
- ※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
- ※4 4., 5., 6.は加減点のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。
- ※5 所見は必ず記載する。
- ※6 各審査項目ごとの採点は、審査項目別運用表によるものとし、技術検査官(完成)の評価に先立ち、主任、総括技術評価官が行う。
- ※7 法令遵守等の評価は、総括技術評価官が行う。
- ※8 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- ※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

### 改定細目別評定点採点表

工事名：

考查項目	細 別	①主任技術評価官	②総括技術評価官	③技術検査官（中間）	③技術検査官（中間）	④技術検査官（完成）	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	$(1.0) \times 0.4 + 2.9 = 3.3$ 点					3.3点 3.3点	3.3%
	II. 配置技術者	$(3.0) \times 0.4 + 2.9 = 4.1$ 点					4.1点 4.1点	4.1%
2. 施工状況	I. 施工管理	$(4.0) \times 0.4 + 2.9 = 4.5$ 点		$(5.0) \times 0.4 + 6.5 = 8.5$ 点	$(5.0) \times 0.4 + 6.5 = 8.5$ 点	$(5.0) \times 0.4 + 6.5 = 8.5$ 点	13.0点 13.0点	13.0%
	II. 工程管理	$(4.0) \times 0.4 + 2.9 = 4.5$ 点	$(2.0) \times 0.2 + 3.2 = 3.6$ 点				8.1点 8.1点	8.1%
	III. 安全対策	$(5.0) \times 0.4 + 2.9 = 4.9$ 点	$(3.0) \times 0.2 + 3.3 = 3.9$ 点				8.8点 8.8点	8.8%
	IV. 対外関係	$(2.0) \times 0.4 + 2.9 = 3.7$ 点					3.7点 3.7点	3.7%
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	$(4.0) \times 0.4 + 2.8 = 4.4$ 点		$(10.0) \times 0.4 + 6.5 = 10.5$ 点	$(10.0) \times 0.4 + 6.5 = 10.5$ 点	$(10.0) \times 0.4 + 6.5 = 10.5$ 点	14.9点 14.9点	14.9%
	II. 品質	$(5.0) \times 0.4 + 2.9 = 4.9$ 点		$(15.0) \times 0.4 + 6.5 = 12.5$ 点	$(15.0) \times 0.4 + 6.5 = 12.5$ 点	$(15.0) \times 0.4 + 6.5 = 12.5$ 点	17.4点 17.4点	17.4%
	III. 出来ばえ			$(5.0) \times 0.4 + 6.5 = 8.5$ 点	$(5.0) \times 0.4 + 6.5 = 8.5$ 点	$(5.0) \times 0.4 + 6.5 = 8.5$ 点	8.5点 8.5点	8.5%
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		$(20.0) \times 0.2 + 3.3 = 7.3$ 点				7.3点 7.3点	7.3%
5. 創意工夫	I. 創意工夫	$(7.0) \times 0.4 + 2.9 = 5.7$ 点					5.7点 5.7点	5.7%
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		$(10.0) \times 0.2 + 3.2 = 5.2$ 点				5.2点 5.2点	5.2%
7. 法令遵守等			$(0.0) \times 1.0 = 0.0$ 点					0.0%
評定点合計							100.0点 100.0点	
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認		履行 不履行 対象外					

※ 中間技術検査があった場合  $(①+②+③ \times 0.5 + ④ \times 0.5) =$  細目別評価点（中間技術検査が2回以上の場合は③を平均する）  
 中間技術検査がなかった場合  $(①+②+④) =$  細目別評価点

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。  
 ※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

## 工 事 成 績 評 定 表

平成 年 月 日  
事務所名： 事務所

工 事 名		
契 約 金 額	当初 ¥	最終 ¥
工 期	当初 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	最終 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
完 成 年 月 日	平成 年 月 日	
完 成 検 査 年 月 日	平成 年 月 日	
中 間 技 術 検 査 年 月 日	第1回：平成 年 月 日 第2回：平成 年 月 日	
請 負 者 氏 名		
現 場 代 理 人 氏 名		
主 任 技 術 者 氏 名		
監 理 技 術 者 氏 名		
総 括 技 術 評 価 官 所 属 ・ 氏 名	印	
主 任 技 術 評 価 官 所 属 ・ 氏 名	印	
技 術 検 査 官 ( 中 間 ) 所 属 ・ 氏 名	印	
技 術 検 査 官 ( 完 成 ) 所 属 ・ 氏 名	印	
① 主 任 技 術 評 価 官 評 定 点	点	
② 総 括 技 術 評 価 官 評 定 点	点	
③ 技 術 検 査 官 ( 中 間 ) 評 定 点	点	
④ 技 術 検 査 官 ( 完 成 ) 評 定 点	点	
⑤ 法 令 遵 守 等	点	
⑥ 評 定 点 合 計	点	

注1) 中間技術検査があった場合

$$\text{評定合計 ⑥} = (\text{①} \times 0.4 + \text{②} \times 0.2 + \text{③} \times 0.2 + \text{④} \times 0.2) - \text{⑤}$$

中間技術検査がなかった場合

$$\text{評定合計 ⑥} = (\text{①} \times 0.4 + \text{②} \times 0.2 + \text{④} \times 0.4) - \text{⑤}$$

2) 中間技術検査が2回以上あった場合、評定点は中間技術検査を合わせた平均点を記入する。

3) 一部完成の場合は、総括技術評価官、主任技術評価官及び技術検査官が各々評定を行い、完成の際に、完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。

4) 主任技術評価官、総括技術評価官、技術検査官の評定点は小数第1位までとする。

5) 評定合計は、四捨五入により整数とする。

6) ⑤法令遵守等は、総括技術評価官が記入する。

工事成績採点表 [完成、一部完成]

平成 年 月 日 作成  
地方整備局 事務所

工事名		契約金額(最終)																																
請負者名		工期					平成 年 月 日 から					平成 年 月 日					完成年月日					平成 年 月 日												
審査項目	細別	主任技術評価官					総括技術評価官					技術検査官(中間)					技術検査官(中間)					技術検査官(完成)												
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名												
		a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																												
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																												
2. 施工状況	I 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15																					
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15																					
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																												
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	III. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2						+ 20.0 ~ 0																											
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	+7.0				0																												
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0																							
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		± . 点					± . 点					± . 点					± . 点					± . 点												
評定点(65点±加減点合計) ※1		① . 点					② . 点					③ . 点					④ . 点					④ . 点												
評定点計		_____点 ○中間技術検査があった場合:(① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2) = _____点 ※但し、③は中間技術検査が2回以上の場合は平均値 ○中間技術検査がなかった場合:(① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4) = _____点																																
7. 法令遵守等 ※7		_____点																																
評定点合計 ※8		_____点 ○評定点計( _____点) - 法令遵守等( _____点) = _____点																																
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認 ※9						履行 不履行 対象外																											
所見 ※5		(主任技術評価官)					(総括技術評価官)					(技術検査官)																						

※1 65点 + 1.~3.の評定(加減点合計) + 4.~6.の評定(加減点合計) = 評定点  
各評定点(①~④)は小数第1位まで記入する。  
 ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。  
 評価に際しては、主任技術評価官からの報告を受けて総括技術評価官が評価するものとする。  
 ※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。  
 ※4 4., 5., 6.は加減点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。  
 ※5 所見は必ず記載する。  
 ※6 各審査項目ごとの採点は、審査項目別運用表によるものとし、技術検査官(完成)の評価に先立ち、主任、総括技術評価官が行う。  
 ※7 法令遵守等の評価は、総括技術評価官が行う。  
 ※8 評定点合計は、四捨五入により整数とする。  
 ※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

### 改定細目別評定点採点表

工事名：

考查項目	細 別	①主任技術評価官	②総括技術評価官	③技術検査官（中間）	③技術検査官（中間）	④技術検査官（完成）	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	$(1.0) \times 0.4 + 2.9 = 3.3$ 点					3.3点 / 3.3点	3.3%
	II. 配置技術者	$(3.0) \times 0.4 + 2.9 = 4.1$ 点					4.1点 / 4.1点	4.1%
2. 施工状況	I. 施工管理	$(4.0) \times 0.4 + 2.9 = 4.5$ 点		$(5.0) \times 0.4 + 6.5 = 8.5$ 点	$(5.0) \times 0.4 + 6.5 = 8.5$ 点	$(5.0) \times 0.4 + 6.5 = 8.5$ 点	13.0点 / 13.0点	13.0%
	II. 工程管理	$(4.0) \times 0.4 + 2.9 = 4.5$ 点	$(2.0) \times 0.2 + 3.2 = 3.6$ 点				8.1点 / 8.1点	8.1%
	III. 安全対策	$(5.0) \times 0.4 + 2.9 = 4.9$ 点	$(3.0) \times 0.2 + 3.3 = 3.9$ 点				8.8点 / 8.8点	8.8%
	IV. 対外関係	$(2.0) \times 0.4 + 2.9 = 3.7$ 点					3.7点 / 3.7点	3.7%
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	$(4.0) \times 0.4 + 2.8 = 4.4$ 点		$(10.0) \times 0.4 + 6.5 = 10.5$ 点	$(10.0) \times 0.4 + 6.5 = 10.5$ 点	$(10.0) \times 0.4 + 6.5 = 10.5$ 点	14.9点 / 14.9点	14.9%
	II. 品質	$(5.0) \times 0.4 + 2.9 = 4.9$ 点		$(15.0) \times 0.4 + 6.5 = 12.5$ 点	$(15.0) \times 0.4 + 6.5 = 12.5$ 点	$(15.0) \times 0.4 + 6.5 = 12.5$ 点	17.4点 / 17.4点	17.4%
	III. 出来ばえ			$(5.0) \times 0.4 + 6.5 = 8.5$ 点	$(5.0) \times 0.4 + 6.5 = 8.5$ 点	$(5.0) \times 0.4 + 6.5 = 8.5$ 点	8.5点 / 8.5点	8.5%
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		$(20.0) \times 0.2 + 3.3 = 7.3$ 点				7.3点 / 7.3点	7.3%
5. 創意工夫	I. 創意工夫	$(7.0) \times 0.4 + 2.9 = 5.7$ 点					5.7点 / 5.7点	5.7%
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		$(10.0) \times 0.2 + 3.2 = 5.2$ 点				5.2点 / 5.2点	5.2%
7. 法令遵守等			$(0.0) \times 1.0 = 0.0$ 点					0.0%
評定点合計							100.0点 / 100.0点	
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認		履行 不履行 対象外					

※ 中間技術検査があった場合  $(①+②+③ \times 0.5 + ④ \times 0.5) =$  細目別評価点（中間技術検査が2回以上の場合は③を平均する）  
 中間技術検査がなかった場合  $(①+②+④) =$  細目別評価点

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。  
 ※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

## 考査項目別運用表

(主任技術評価官)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工計画書を、工事着手前に提出している。</li> <li><input type="checkbox"/> 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。</li> <li><input type="checkbox"/> 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。</li> <li><input type="checkbox"/> 元請が下請の作業成果を検査している。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。</li> <li><input type="checkbox"/> 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。</li> <li><input type="checkbox"/> 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。</li> <li><input type="checkbox"/> 工場製作期間における技術者を適切に配置している。</li> <li><input type="checkbox"/> 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。</li> <li><input type="checkbox"/> その他 <span style="font-size: 2em;">}</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 5px;">理由：</div> </li> </ul> <p>●判断基準</p> <p>評価値が 90%以上・・・・・・・・・・ a</p> <p>評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・・・ b</p> <p>評価値が 80%未満・・・・・・・・・・ c</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値 ( %) = 該当項目数 ( ) / 評価対象項目数 ( )</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </div>				<input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。
	II. 配置技術者 (現場代理人等)	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		<p>●評価対象項目</p> <p>【全体を評価する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。</li> <li><input type="checkbox"/> 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。</li> </ul> <p>【現場代理人を評価する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 現場代理人が、工事全体を把握している。</li> <li><input type="checkbox"/> 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。</li> </ul> <p>【監理（主任）技術者を評価する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。</li> <li><input type="checkbox"/> 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> その他 <span style="font-size: 2em;">}</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 5px;">理由：</div> </li> </ul> <p>●判断基準</p> <p>評価値が 90%以上・・・・・・・・・・ a</p> <p>評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・・・ b</p> <p>評価値が 80%未満・・・・・・・・・・ c</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値 ( %) = 該当項目数 ( ) / 評価対象項目数 ( )</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </div>				<input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。

### 考査項目別運用表

(主任技術評価官)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。</li> <li><input type="checkbox"/> 現場条件の変化に対して、適切に対応している。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。</li> <li><input type="checkbox"/> 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 現場内の整理整頓を日常的に行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事打合せ簿を、不足無く整理している。</li> <li><input type="checkbox"/> 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。</li> <li><input type="checkbox"/> その他 [理由:]</li> </ul> <p>●判断基準</p> <p>評価値が 90%以上.....a                      評価値が 80%以上 90%未満.....b                      評価値が 80%未満.....c</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③ 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )                      ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </div>			<p><input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
	II. 工程管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。</li> <li><input type="checkbox"/> 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。</li> <li><input type="checkbox"/> 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。</li> <li><input type="checkbox"/> 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。</li> <li><input type="checkbox"/> 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。</li> <li><input type="checkbox"/> 休日の確保を行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。</li> <li><input type="checkbox"/> その他 [理由:]</li> </ul> <p>●判断基準</p> <p>評価値が 90%以上.....a                      評価値が 80%以上 90%未満.....b                      評価値が 80%未満.....c</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③ 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )                      ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </div>			<p><input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>

### 考査項目別運用表

(主任技術評価官)

考査項目	細別	a	b	c	d	e		
III. 安全対策		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である		
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。</li> <li><input type="checkbox"/> 災害防止協議会等を1回/月以上行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。</li> <li><input type="checkbox"/> 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。</li> <li><input type="checkbox"/> 過積載防止に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。</li> <li><input type="checkbox"/> 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。</li> <li><input type="checkbox"/> 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> その他 <span style="border-left: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding-left: 5px;">理由：</span></li> </ul>				<input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
		<p>●判断基準</p> <p>評価値が 90%以上・・・・・・・・a</p> <p>評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・b</p> <p>評価値が 80%未満・・・・・・・・c</p>		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値 ( %) = 該当項目数 ( ) / 評価対象項目数 ( )</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>				
IV. 対外関係		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である		
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。</li> <li><input type="checkbox"/> 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。</li> <li><input type="checkbox"/> 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。</li> <li><input type="checkbox"/> 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。</li> <li><input type="checkbox"/> その他 <span style="border-left: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding-left: 5px;">理由：</span></li> </ul>				<input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
		<p>●判断基準</p> <p>評価値が 90%以上・・・・・・・・a</p> <p>評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・b</p> <p>評価値が 80%未満・・・・・・・・c</p>		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値 ( %) = 該当項目数 ( ) / 評価対象項目数 ( )</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>				

### 考査項目別運用表

(主任技術評価官)

考査項目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ  I. 出来形	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った
	※ ばらつきの判断は別紙-4参照。				
	① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。				
機械設備工事	a	b	c	d	e
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。</li> <li><input type="checkbox"/> 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。</li> <li><input type="checkbox"/> 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。</li> <li><input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形を写真撮影している。</li> <li><input type="checkbox"/> 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。</li> <li><input type="checkbox"/> 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。</li> <li><input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理している。</li> <li><input type="checkbox"/> 設計図書に定められている予備品に不足が無い。</li> <li><input type="checkbox"/> 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。</li> <li><input type="checkbox"/> その他 <span style="font-size: 2em;">{</span> 理由： _____ <span style="font-size: 2em;">}</span></li> </ul>				
	●判断基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a</li> <li>評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・ b</li> <li>評価値が80%未満・・・・・・・・・・ c</li> </ul>				
	① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( ) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

### 考査項目別運用表

(主任技術評価官)

考査項目	工種	a	b	c	d	e		
3. 出来形及び出来ばえ  I. 出来形	電気設備工事 通信設備工事 事・受変電設備工事  ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。		
		●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。 <input type="checkbox"/> 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 <input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形を写真撮影している。 <input type="checkbox"/> 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 <input type="checkbox"/> 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 <input type="checkbox"/> 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通りに施工している。 <input type="checkbox"/> 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 <input type="checkbox"/> 測定機器のキャリブレーションを、定期的実施している。 <input type="checkbox"/> 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 <input type="checkbox"/> 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理している。 <input type="checkbox"/> その他 <span style="font-size: 2em;">}</span> 理由：						
		●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・ b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・ c			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 ( %) = 該当項目数 ( ) / 評価対象項目数 ( ) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			

### 考査項目別運用表

(主任技術評価官)

考査項目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ  II. 品質	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。  ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする				
機械設備工事	a	b	c	d	e
※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	●評価対象項目 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。</li> <li><input type="checkbox"/> 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおりに確保している。</li> <li><input type="checkbox"/> 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。</li> <li><input type="checkbox"/> 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。</li> <li><input type="checkbox"/> 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。</li> <li><input type="checkbox"/> 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。</li> <li><input type="checkbox"/> 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおりに配置し、操作性にすぐれている。</li> <li><input type="checkbox"/> 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおりに機能している。</li> <li><input type="checkbox"/> 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおりに敷設している。</li> <li><input type="checkbox"/> 設備の取扱説明書を工夫している。</li> <li><input type="checkbox"/> 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。</li> <li><input type="checkbox"/> 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。</li> <li><input type="checkbox"/> 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。</li> <li><input type="checkbox"/> 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。</li> <li><input type="checkbox"/> パルプ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。</li> <li><input type="checkbox"/> 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。</li> <li><input type="checkbox"/> 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。</li> <li><input type="checkbox"/> 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> その他 <span style="font-size: 2em;">}</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">理由：_____</div> </li> </ul>				
	●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・ b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・ c	① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( ) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			

## 考査項目別運用表

(主任技術評価官)

考査項目	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ  II. 品質	電気設備工事 通信設備工事・ 受変電設備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 <input type="checkbox"/> 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 <input type="checkbox"/> 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。 <input type="checkbox"/> 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。 <input type="checkbox"/> ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 <input type="checkbox"/> 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 <input type="checkbox"/> 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 <input type="checkbox"/> 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 <input type="checkbox"/> 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 <input type="checkbox"/> 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。 <input type="checkbox"/> 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 <input type="checkbox"/> 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 <input type="checkbox"/> その他（理由：_____）				
	維持・修繕工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 <input type="checkbox"/> 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 <input type="checkbox"/> 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。  <input type="checkbox"/> 理由：_____ <input type="checkbox"/> 理由：_____ <input type="checkbox"/> 理由：_____ <input type="checkbox"/> 理由：_____				

## 考查項目別運用表

(主任技術評価官)

考 査 項 目	細 別	工 夫 事 項	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	<p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 照明などの視界の確保に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 運搬車両、施工機械等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。 ※本項目は2点の加点とする。</li> <li><input type="checkbox"/> 特殊な工法や材料を用いた工事。</li> <li><input type="checkbox"/> 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。</li> </ul> <p><b>【新技術活用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> NETIS登録技術のうち事後評価未実施技術を活用し、活用効果調査表を提出している。 ※本項目は2点の加点とする。</li> <li><input type="checkbox"/> NETIS登録技術のうち事後評価未実施技術を活用し、発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上である。 ※本項目は2点の加点とする。</li> <li><input type="checkbox"/> NETIS登録技術のうち「有用とされる技術」を活用し、活用効果調査表を提出している。 ※本項目は4点の加点とする。</li> <li><input type="checkbox"/> NETIS登録技術のうち事後評価未実施技術及び「有用とされる技術」以外の新技術を活用し、発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上である。 ※本項目は4点の加点とする。</li> </ul> <p>※新技術の活用に関する上記4項目での加点は最大4点とする。                  ※評定者は、発注者及び請負者の双方による全ての活用効果調査表を確認した上で加点を行う。                  なお、加点対象は請負者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は、加点措置を行わないものとする。                  ※ここで、「有用とされる技術」とは、推奨技術、準推奨技術、設計比較対象技術、活用促進技術、少実績優良技術をいう。</p> <p><b>【品質】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 配筋、溶接作業等に関する工夫。</li> </ul> <p><b>【安全衛生】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 ※本項目は2点の加点とする。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)</li> <li><input type="checkbox"/> 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 厳しい作業環境の改善に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 環境保全に関する工夫。</li> </ul>	<p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> その他 理由： _____</li> <li><input type="checkbox"/> その他 理由： _____</li> <li><input type="checkbox"/> その他 理由： _____</li> <li><input type="checkbox"/> その他 理由： _____</li> <li><input type="checkbox"/> その他 理由： _____</li> <li><input type="checkbox"/> その他 理由： _____</li> </ul>
		記述評価 (レマークを付した評価内容を詳細記述)	<p>評 点： _____ 点</p>

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。  
 ※2. 評価は各項目において1つレ点が付されれば1、2、4点で評価し、最大7点の加点評価とする。  
 ※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。  
 ※4. 上記の考查項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

## 考査項目別運用表

(総括技術評価官)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。</li> <li><input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。</li> <li><input type="checkbox"/> 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> その他 <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 300px; height: 20px; vertical-align: middle;"></span> <span style="font-size: 2em;">}</span></li> </ul> <p>●判断基準</p> <p>上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>					
	III. 安全対策	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。</li> <li><input type="checkbox"/> その他 <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 300px; height: 20px; vertical-align: middle;"></span> <span style="font-size: 2em;">}</span></li> </ul> <p>●判断基準</p> <p>上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>					

## 考查項目別運用表

(総括技術評価官)

考 査 項 目	細 別	対 応 事 項	【 事 例 】 具 体 的 な 施 工 条 件 等 へ の 対 応 事 例
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	I 構造物の特殊性への対応 <input type="checkbox"/> 1.対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 <input type="checkbox"/> 2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 <input type="checkbox"/> 3.その他 <span style="font-size: 2em;">}</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">理由：</span>	(1. について) 切土の土工量：20 万 m <sup>3</sup> 以上、盛土の土工量：15 万 m <sup>3</sup> 以上、護岸・築堤の平均高さ：10m 以上、トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径：8m 以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15m <sup>2</sup> 以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm 以上、堰又は水門の最大径間長：25m 以上、堰又は水門の径間数：3 径間以上、堰又は水門の扉体面積：50m <sup>2</sup> /門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100m <sup>2</sup> 以上、トンネル(沈理工法)の内空平均面積：300m <sup>2</sup> 以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深：10m 以上、地滑り防止工：幅 100m以上かつ法長 150m以上、浚渫工の浚渫土量：100 万 m <sup>3</sup> 以上、流路工の計画高水流量：500m <sup>3</sup> 以上、砂防ダムの堤高：15m 以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400m <sup>3</sup> /s 以上、橋梁下部工の高さ：30m 以上、橋梁上部工の最大支間長：100m 以上 (2. について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 (3. について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、F E M解析などによる検討が必要な工事。
		II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 <input type="checkbox"/> 4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 <input type="checkbox"/> 5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 <input type="checkbox"/> 6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 <input type="checkbox"/> 7.現道上での交通規制に大きく影響する工事 <input type="checkbox"/> 8.緊急時に対応が特に必要な工事 <input type="checkbox"/> 9.施工箇所が広範囲にわたる工事 <input type="checkbox"/> 10.その他 <span style="font-size: 2em;">}</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">理由：</span>	(4. について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5. について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6. について) ・市街地での夜間工事。 ・D I D 地区での工事。 (7. について) ・日交通量が概ね 1 万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8. について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 (9. について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10. について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		III 厳しい自然・地盤条件への対応 <input type="checkbox"/> 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 <input type="checkbox"/> 12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 <input type="checkbox"/> 13.急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 <input type="checkbox"/> 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 <input type="checkbox"/> 15.その他 <span style="font-size: 2em;">}</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">理由：</span>	(11. について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (12. について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13. について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 (14. について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 (15. について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
	IV 長期工事における安全確保への対応 <input type="checkbox"/> 16.12 ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 <input type="checkbox"/> 17.その他 ( ) ※上記の対応事項に 1 つ以上レ点が付けば <b>6 点の加点</b> とする。		
	評 価	評 点： _____ 点	

※ 1. 工事特性は、最大 2 0 点の加点評価とする。

※ 2. 評価にあたっては、主任監督職員等の意見も参考に評価する。

### 考查項目別運用表

(総括技術評価官)

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。</li> <li><input type="checkbox"/> 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。</li> <li><input type="checkbox"/> 定期的に応報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。</li> <li><input type="checkbox"/> 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。</li> <li><input type="checkbox"/> 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。</li> <li><input type="checkbox"/> 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。</li> <li><input type="checkbox"/> その他 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">理由 :</div> <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span> </li> </ul> <p>●判断基準</p> <p>※上記該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。</p>						

## 考查項目別運用表

(総括技術評価官)

考 査 項 目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表	
7. 法令遵守等	措 置 内 容	点 数
	<input type="checkbox"/> 1.指名停止3ヶ月以上	－ 20点
	<input type="checkbox"/> 2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－ 15点
	<input type="checkbox"/> 3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－ 13点
	<input type="checkbox"/> 4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	－ 10点
	<input type="checkbox"/> 5.文書注意	－ 8点
	<input type="checkbox"/> 6.口頭注意	－ 5点
	<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－ 3点
	<input type="checkbox"/> 8.その他 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">理由： _____</div>	－ 点
	<input type="checkbox"/> 9.項目該当なし	
<p>① 本考查項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。</p> <p>② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。</p> <p>④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。</p> <p><b>【上記で評価する場合の適応事例】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。</li> <li>2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。</li> <li>3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。</li> <li>4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。</li> <li>5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。</li> <li>6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。</li> <li>7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。</li> <li>8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</li> <li>9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。</li> <li>10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。</li> <li>11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。</li> <li>12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。</li> <li>13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</li> <li>14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。</li> </ol>		

### 考査項目別運用表

(技術検査官)

考査項目	細別	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	I. 施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている	
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> その他 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">理由：</span></li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</li> </ul>
		<p>●判断基準</p> <p>評価値が 90%以上・・・・・・・・a</p> <p>評価値が 80%以上 90%未満・・・・b</p> <p>評価値が 80%未満・・・・・・・・c</p>		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値 ( %) = 該当項目数 ( ) / 評価対象項目数 ( )</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>			

### 考査項目別運用表

(技 術 検 査 官)

考 査 項 目	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ  I. 出来形	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形が写真で確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 写真管理基準の管理項目を満足している。</li> <li><input type="checkbox"/> 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> その他 (理由: _____)</li> </ul> </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。</p> <p>② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。</p> <p>③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。</p> <p>④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</p> </div> </div> <p>※ ばらつきの判断は別紙－ 4 参照。</p>						
機械設備工事	a	a'	b	b'	c	d	e
	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
※上記欄によらず、当該欄で評価	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。</li> <li><input type="checkbox"/> 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形が写真で確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。</li> <li><input type="checkbox"/> 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。</li> <li><input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> その他 (理由: _____)</li> </ul> <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・ a'</p> <p>評価値が70%以上80%未満・・・・・・・・ b</p> <p>評価値が60%以上70%未満・・・・・・・・ b'</p> <p>評価値が60%未満・・・・・・・・・・ c</p>						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値 ( %) = 該当項目数 ( ) / 評価対象項目数 ( )</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </div>							

### 考査項目別運用表

(技術検査官)

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事 通信設備工事 事・受変電設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
I. 出来形	※上記欄によらず、当該欄で評価	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 写真管理基準の管理項目を満足している。</li> <li><input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形が写真で確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。</li> <li><input type="checkbox"/> 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> その他（理由：_____）</li> </ul>					<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・ a'</p> <p>評価値が70%以上80%未満・・・・・・・・ b</p> <p>評価値が60%以上70%未満・・・・・・・・ b'</p> <p>評価値が60%未満・・・・・・・・・・ c</p>					<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値 ( %) = 該当項目数 ( ) / 評価対象項目数 ( )</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>	

### 考査項目別運用表

(技術検査官)

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																																			
3. 出来形及び出来ばえ  II. 品質	コンクリート 構造物工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																			
		●評価対象項目 <input type="checkbox"/> コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締め固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 (寒中及び暑中コンクリート等を含む) <input type="checkbox"/> コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 有害なクラックが無い。 <input type="checkbox"/> その他 (理由: _____)																																									
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。                      ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③ 評価値 ( %) = 該当項目数 ( ) / 評価対象項目数 ( )                      ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。                 </div>																																											
●判断基準																																											
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th colspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td colspan="2">b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td colspan="2">b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td colspan="2">c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td colspan="2">c</td> </tr> </tbody> </table>									評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能		50%以下	80%以下	80%を超える			90%以上	a	a'	b	b		75%以上90%未満	a'	b	b'	b'		60%以上75%未満	b	b'	c	c		60%未満	b'	c	c	c	
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																							
	50%以下	80%以下	80%を超える																																								
90%以上	a	a'	b	b																																							
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																							
60%以上75%未満	b	b'	c	c																																							
60%未満	b'	c	c	c																																							
注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																											
(切土、盛土、堤防等工事)	土工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																			
		●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 締め固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 構造物周辺の締め固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 法面に有害な亀裂が無い。 <input type="checkbox"/> 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 (理由: _____)																																									
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。                      ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③ 評価値 ( %) = 該当項目数 ( ) / 評価対象項目数 ( )                      ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。                 </div>																																											
●判断基準																																											
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th colspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td colspan="2">b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td colspan="2">b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td colspan="2">c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td colspan="2">c</td> </tr> </tbody> </table>									評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能		50%以下	80%以下	80%を超える			90%以上	a	a'	b	b		75%以上90%未満	a'	b	b'	b'		60%以上75%未満	b	b'	c	c		60%未満	b'	c	c	c	
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																							
	50%以下	80%以下	80%を超える																																								
90%以上	a	a'	b	b																																							
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																							
60%以上75%未満	b	b'	c	c																																							
60%未満	b'	c	c	c																																							
注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																											

### 考査項目別運用表

(技術検査官)

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																																	
3. 出来形及び出来ばえ  II. 品質	護岸・根固・水制工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 <input type="checkbox"/> 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工にあたって、床掘箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 有害なクラックが無い。 <input type="checkbox"/> その他 理由：				<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。		<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。                      ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）                      ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。                 </div>																																								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">●判断基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td></td> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td></td> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td></td> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> </div>									評価値		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える		90%以上	a	a'	b	b		75%以上90%未満	a'	b	b'	b'		60%以上75%未満	b	b'	c	c		60%未満	b'	c	c	c
評価値		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																				
		50%以下	80%以下	80%を超える																																					
	90%以上	a	a'	b	b																																				
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																				
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																				
	60%未満	b'	c	c	c																																				
注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																									
	鋼橋工事  (RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4参照。 ●評価対象項目 【工場製作関係】 <input type="checkbox"/> 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 理由：				<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。		<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      ② 削除の項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）                      ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。                 </div>																																								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">●判断基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td></td> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td></td> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td></td> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> </div>									評価値		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える		90%以上	a	a'	b	b		75%以上90%未満	a'	b	b'	b'		60%以上75%未満	b	b'	c	c		60%未満	b'	c	c	c
評価値		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																				
		50%以下	80%以下	80%を超える																																					
	90%以上	a	a'	b	b																																				
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																				
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																				
	60%未満	b'	c	c	c																																				
注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																									

### 考査項目別運用表

(技術検査官)

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																													
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	砂防構造物工事及び地すべり防止工事(集水井工事を含む)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																													
		●評価対象項目 【共通】 <input type="checkbox"/> コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) <input type="checkbox"/> コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。 <input type="checkbox"/> 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。 <input type="checkbox"/> 有害なクラックが無い。 <input type="checkbox"/> その他 (理由: _____)																																			
		【砂防構造物工事に適用】 <input type="checkbox"/> コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 (理由: _____)																																			
		【地すべり対策工事(抑止杭・集水井戸工事を含む)】 <input type="checkbox"/> アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 (理由: _____)																																			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。                      ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③ 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )                      ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。                 </div>																																					
●判断基準																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>				ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c				
	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
	50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
	60%未満	b'	c	c	c																																
注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																					

### 考查項目別運用表

(技術検査官)

考查項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ  II. 品質	舗装工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
●評価対象項目 【路床・路盤工関係】 <input type="checkbox"/> 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 路床及び路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他（理由：_____）								
【アスファルト舗装工関係】 <input type="checkbox"/> アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 <input type="checkbox"/> 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他（理由：_____）								
【コンクリート舗装工関係】 <input type="checkbox"/> コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 <input type="checkbox"/> 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> チェアー及びタイヤを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他（理由：_____）								

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。  
 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。  
 ③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）  
 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

### 考查項目別運用表

(技術検査官)

考查項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ  II. 品質	法面工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	
		<p>●評価対象項目</p> <p>【共通】</p> <input type="checkbox"/> 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。(特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係) <input type="checkbox"/> 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起らないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 雨水による崩壊が起らないように、排水対策を実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 (理由: _____)							
		<p>【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】</p> <input type="checkbox"/> 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 (理由: _____)							
		<p>【コンクリート又はモルタル吹付工関係】</p> <input type="checkbox"/> 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 金網が破損を生じていないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 (理由: _____)							
		<p>【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】</p> <input type="checkbox"/> 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 枠内に空隙が無いことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 層間にはく離が無いことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 (理由: _____)							

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値 ( %) = 該当項目数 ( ) / 評価対象項目数 ( )
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

評価値	90%以上	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
	a	a'	b	b	
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

### 考查項目別運用表

(技術検査官)

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3. 出来形及び出来ばえ  II. 品質	基礎工事及び地盤改良工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。				<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。		<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																												
		●評価対象項目 【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）】 <input type="checkbox"/> 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 <input type="checkbox"/> 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 配筋、スパーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。 <input type="checkbox"/> 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他（理由：_____）				●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>		評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
	50%以下	80%以下	80%を超える																																	
90%以上	a	a'	b	b																																
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
60%未満	b'	c	c	c																																
海岸工事		a	a'	b	b'	c	d	e																												
		<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。				<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。		<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																												
		●評価対象項目 <input type="checkbox"/> コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 運搬、打設、締め固めが、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。 <input type="checkbox"/> 転倒や崩壊等が無いようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 捨石基礎の均し面を平坦に仕上げていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 工事期間中、1日1回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他（理由：_____）				●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>		評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
	50%以下	80%以下	80%を超える																																	
90%以上	a	a'	b	b																																
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
60%未満	b'	c	c	c																																

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

### 考査項目別運用表

(技術検査官)

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	コンクリート橋上部工事 (PC及びRCを対象)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																												
<input type="checkbox"/> 評価対象項目		<input type="checkbox"/> コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 (寒中及び暑中コンクリート等を含む) <input type="checkbox"/> コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 <input type="checkbox"/> 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> スペースの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> プレブーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 有害なクラックが無い。 <input type="checkbox"/> その他 (理由: _____)																																		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。                      ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③ 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )                      ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。                 </div>		<p>●判断基準</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p>							ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																															
		50%以下	80%以下	80%を超える																																
評価値	90%以上	a	a'	b	b																															
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																															
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																															
	60%未満	b'	c	c	c																															

### 考査項目別運用表

(技術検査官)

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ  II. 品質	塗装工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつき判断は別紙-4参照。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ケレンを入念に実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。  <input type="checkbox"/> その他（理由：_____）						
トンネル工事	トンネル工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつき判断は別紙-4参照。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 <input type="checkbox"/> コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 金網の継ぎ目を15cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが15cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他（理由：_____）						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。  
 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。  
 ③ 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )  
 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。  
 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。  
 ③ 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )  
 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

## 考査項目別運用表

(技 術 検 査 官)

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ  II. 品質	植栽工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 <span style="font-size: 2em;">}</span> <u>理由：</u>						
防護柵（網）・標識・区画線等設置工事		<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。 <input type="checkbox"/> ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ペイント式(常温式)区画線に使用するシナーの使用量が、10%以下であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 <span style="font-size: 2em;">}</span> <u>理由：</u>						

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。  
 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。  
 ③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）  
 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。  
 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。  
 ③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）  
 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

### 考査項目別運用表

(技術検査官)

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ  II. 品質	電線共同溝工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																														
●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 <input type="checkbox"/> 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 <span style="font-size: 2em;">}</span> 理由：																																						
		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（      %）＝該当項目数（      ）／評価対象項目数（      ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																				
		●判断基準																																				
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">評価値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>							ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c		
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																	
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																	
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																	
	60%未満	b'	c	c	c																																	
		注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																				

### 考査項目別運用表

(技術検査官)

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ  II. 品質	維持工事 (清掃工、除草工、 附属物工、除雪、応急処理等)	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 理由： _____ <input type="checkbox"/> 理由： _____ <input type="checkbox"/> 理由： _____ <input type="checkbox"/> 理由： _____  ●判断基準 ※ 該当項目が6項目以上・・・・・・ a ※ 該当項目が5項目・・・・・・ a' ※ 該当項目が4項目・・・・・・ b ※ 該当項目が3項目・・・・・・ b' ※ 該当項目が2項目以下・・・・・・ c  注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	修繕工事 (橋脚補強、耐震補強、 落橋防止等)	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 理由： _____ <input type="checkbox"/> 理由： _____ <input type="checkbox"/> 理由： _____ <input type="checkbox"/> 理由： _____  ●判断基準 ※ 該当項目が6項目以上・・・・・・ a ※ 該当項目が5項目・・・・・・ a' ※ 該当項目が4項目・・・・・・ b ※ 該当項目が3項目・・・・・・ b' ※ 該当項目が2項目以下・・・・・・ c  注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

### 考査項目別運用表

(技術検査官)

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e	
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない			
3. 出来形及び出来ばえ  II. 品質	機械設備工事	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。</li> <li><input type="checkbox"/> 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。</li> <li><input type="checkbox"/> 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。</li> <li><input type="checkbox"/> 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。</li> <li><input type="checkbox"/> 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。</li> <li><input type="checkbox"/> 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。</li> <li><input type="checkbox"/> 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> その他 [ 理由: _____ ]</li> </ul> <p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 評価値が 90%以上・・・・・・ a</li> <li>※ 評価値が 80%以上 90%未満・・・・ a'</li> <li>※ 評価値が 70%以上 80%未満・・・・ b</li> <li>※ 評価値が 60%以上 70%未満・・・・ b'</li> <li>※ 評価値が 60%未満・・・・・・ c</li> </ul>						<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値 ( %) = 該当項目数 ( ) / 評価対象項目数 ( )</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </div>							
	電気設備工事	a	a'	b	b'	c	d	e	
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない			
<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> その他 [ 理由: _____ ]</li> </ul> <p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 評価値が 90%以上・・・・・・ a</li> <li>※ 評価値が 80%以上 90%未満・・・・ a'</li> <li>※ 評価値が 70%以上 80%未満・・・・ b</li> <li>※ 評価値が 60%以上 70%未満・・・・ b'</li> <li>※ 評価値が 60%未満・・・・・・ c</li> </ul>						<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値 ( %) = 該当項目数 ( ) / 評価対象項目数 ( )</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </div>									

### 考査項目別運用表

(技術検査官)

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																										
3. 出来形及び出来ばえ  II. 品質	通信設備工事・受変電設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																										
	●評価対象項目 電気 <input type="checkbox"/> 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 <input type="checkbox"/> 設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他								理由：																									
		●判断基準 ※ 評価値が90%以上・・・・・・・・ a ※ 評価値が80%以上90%未満・・・・ a' ※ 評価値が70%以上80%未満・・・・ b ※ 評価値が60%以上70%未満・・・・ b' ※ 評価値が60%未満・・・・・・・・ c						① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( ) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																										
上記以外の工事 (情報ボックス、浚渫工等) 又は合併工事		<A>	a	a'	b	b'	c	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																									
		<B>	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。																															
		●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 理由： <input type="checkbox"/> 理由： <input type="checkbox"/> 理由： <input type="checkbox"/> 理由： <input type="checkbox"/> 理由： <input type="checkbox"/> 理由： <input type="checkbox"/> 理由： <input type="checkbox"/> 理由： <input type="checkbox"/> 理由：																																
		●判断基準 <A> 対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事 e x) 浚渫工、取壊し工等						<B> 対象工事がばらつきによる評価が適切な工事																										
		※ 該当項目が90%以上・・・・・・・・ a ※ 該当項目が80%以上90%未満・・・・ a' ※ 該当項目が70%以上80%未満・・・・ b ※ 該当項目が60%以上70%未満・・・・ b' ※ 該当項目が60%未満・・・・・・・・ c なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( ) ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>								ばらつきで判断可能			50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	60%未満	b'	c	c		
		ばらつきで判断可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																														
評価値	90%以上	a	a'	b																														
	75%以上90%未満	a'	b	b'																														
	60%以上75%未満	b	b'	c																														
	60%未満	b'	c	c																														

### 考査項目別運用表

(技術検査官)

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ  III. 出来ばえ	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 海岸工事 トンネル工事	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の表面状態が良い。 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 <input type="checkbox"/> クラックが無い。 <input type="checkbox"/> 漏水が無い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d	
	土工事 (盛土・築堤工事等)	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 天端及び端部の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 構造物へのすりつけなどが良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d	
	切土工事	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 規定された勾配が確保されている。 <input type="checkbox"/> 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 <input type="checkbox"/> 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 <input type="checkbox"/> 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 <input type="checkbox"/> 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d	
	護岸・根固・水制工事	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 <input type="checkbox"/> 天端及び端部の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 既設構造物とのすりつけが良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d	
	鋼橋工事	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 表面に補修箇所が無い。 <input type="checkbox"/> 部材表面に傷及び錆が無い。 <input type="checkbox"/> 溶接に均一性がある。 <input type="checkbox"/> 塗装に均一性がある。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d	
	地すべり防止工事	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 地山との取り合いが良い。 <input type="checkbox"/> 天端、端部の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・b 該当1項目・・・c 該当項目なし・・・d	
	舗装工事	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 舗装の平坦性が良い。 <input type="checkbox"/> 構造物の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 端部処理が良い。 <input type="checkbox"/> 構造物へのすりつけ等が良い。 <input type="checkbox"/> 雨水処理が良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d	
	法面工事	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 植生、吹付等の状態が均一である。 <input type="checkbox"/> 端部処理が良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・b 該当1項目・・・c 該当項目なし・・・d	

### 考查項目別運用表

(技術検査官)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当し又は	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ  III. 出来ばえ	基礎工事 (地盤改良等を含む)	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 土工関係の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 端部及び天端の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ※地盤改良はc評価とする。		●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・b 該当1項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d	
	コンクリート橋上部工事	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の表面状態が良い。 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 天端及び端部の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 支承部の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> クラックが無い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・・d	
	塗装工事 (工場塗装を除く)	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 塗装の均一性が良い。 <input type="checkbox"/> 細部まできめ細かな施工がされている。 <input type="checkbox"/> 補修箇所が無い。 <input type="checkbox"/> ケレンの施工状況が良好である。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・・d	
	植栽工事	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 樹木の活着状況が良い。 <input type="checkbox"/> 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 <input type="checkbox"/> 支柱の取り付けが堅固である。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・b 該当1項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d	
	防護柵(網)工事	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 端部処理が良い。 <input type="checkbox"/> 部材表面に傷及び錆が無い。 <input type="checkbox"/> 既設構造物等とのすりつけが良い。 <input type="checkbox"/> きめ細やかに施工されている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・・d	
	標識工事	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 設置位置に配慮がある。 <input type="checkbox"/> 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 標識板の支柱に変色が無い。 <input type="checkbox"/> 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・・d	
	区画線工事	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 塗料の塗布が均一である。 <input type="checkbox"/> 視認性が良い。 <input type="checkbox"/> 接着状態が良い。 <input type="checkbox"/> 施工前の清掃が入念に実施されている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・・d	

### 考査項目別運用表

(技術検査官)

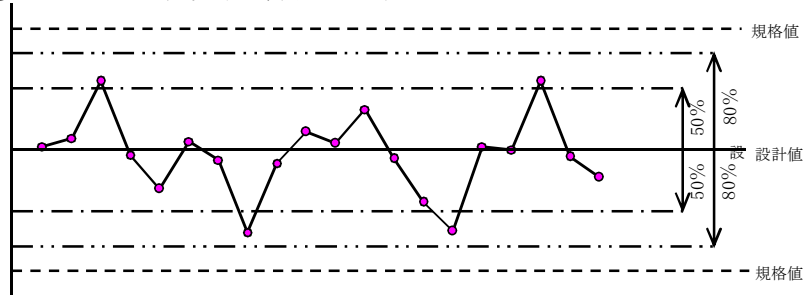
考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ  III. 出来ばえ	機械設備工事	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 <input type="checkbox"/> きめ細かな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 <input type="checkbox"/> 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d	
	電気設備工事	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> きめ細やかな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 <input type="checkbox"/> ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 <input type="checkbox"/> 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d	
	維持修繕工事	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 小構造物等にも注意が払われている。 <input type="checkbox"/> きめ細かな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 既設構造物とのすりつけが良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・b 該当1項目・・・c 該当項目なし・・・d	
	電線共同溝工事	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 <input type="checkbox"/> プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 <input type="checkbox"/> 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・b 該当1項目・・・c 該当項目なし・・・d	
	通信設備工事 受変電設備工事	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 <input type="checkbox"/> 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 <input type="checkbox"/> 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d	
	上記以外の工事 又は 合併工事	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 理由： _____  <input type="checkbox"/> 理由： _____  <input type="checkbox"/> 理由： _____  <input type="checkbox"/> 理由： _____  <input type="checkbox"/> 理由： _____  ※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d	

出来形及び品質のばらつきの考え方

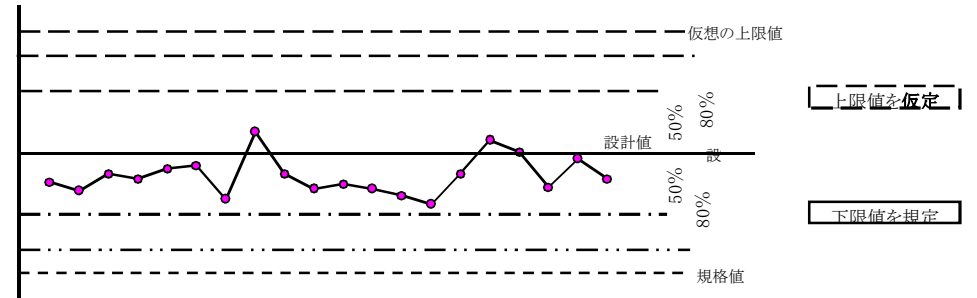
[管理図の場合]

(上・下限値がある場合)

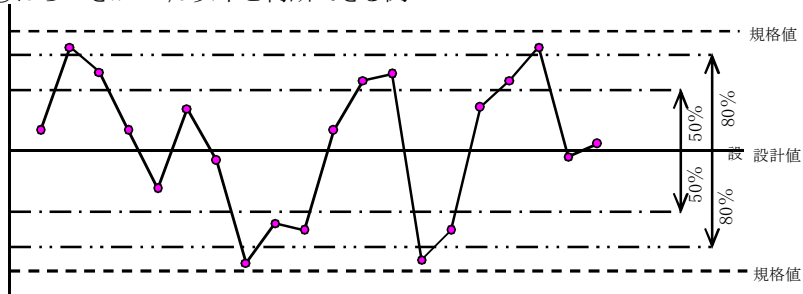
①ばらつきが50%以下と判断できる例



(下限値のみの場合)

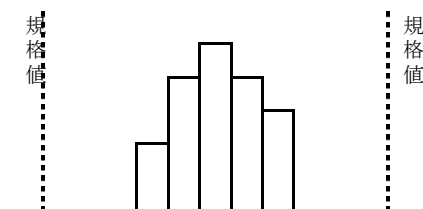


②ばらつきが80%以下と判断できる例

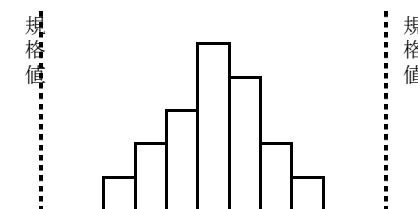


[度数表またはヒストグラムの場合]

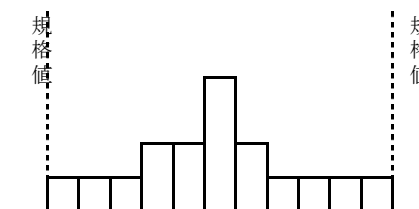
ばらつきが小さい



ばらついている



ばらつきが大きい











## 別添 2

### 地方整備局工事技術的難易度評価実施要領

#### (目的)

第1 本要領は、「請負工事成績評定要領」（平成13年3月30日国官技第92号。以下「評定要領」という。）第3第二号の工事の技術的難易度の評価に関する事項を定めることにより、地方整備局が所掌する請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

#### (対象工事)

第2 工事の技術的難易度の評価（以下「評価」という。）の対象とする工事は、評定要領第2に規定された対象工事のうち、地方整備局が発注する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園緑地工事、その他これらに類する工事とする。

#### (評価の時期)

第3 評価の時期は、工事の完成時とする。

#### (評価者)

第4 技術的難易度の評価を行う者（以下「評価者」という。）は、総括技術評価官とする。

#### (評価の方法)

第5 評価は、工事ごとに独立して、主任技術評価官及び技術検査官の意見を踏まえて、総括技術評価官が行うものとする。

2 工事完成時の評価は、工事施工において確認した事項に基づき的確かつ公正に実施し、別記様式第1「工事技術的難易度評価表」に記録するものとする。

3 前項の評価は、別紙-1の方法により行うものとする。

#### (評価結果の報告)

第6 事務所長は、評価者から工事技術的難易度評価表の提出がなされた後、速やかに地方整備局長（以下「局長」という。）に報告するものとする。

#### (評価結果の通知)

第7 局長（分任支出負担行為担当官又は分任契約担当官の契約した工事については、当該工事を担当する事務所長）は、別添3「地方整備局工事成績評定通知実施要領」の定めるところにより、当該工事の請負者に通知するものとする。

別記様式第 1

工事技術的難易度評価表

平成 年 月 日作成  
地方整備局 事務所

入札契約方式				契約金額（最終）	
工事名				工期（最終）	～
負担行為件名コード				CORINS登録番号	工事種別コード
請負業者名					
評価項目				評価内容	
大項目	評価	小項目	評価		
1. 構造物条件		①規模			
		②形状			
		③その他			
2. 技術特性		①工法等			
		②その他			
3. 自然条件		①湧水・地下水			
		②軟弱地盤			
		③作業用道路・ヤード			
		④気象・海象			
		⑤その他			
4. 社会条件		①地中障害物			
		②近接施工			
		③騒音・振動			
		④水質汚濁			
		⑤作業用道路・ヤード			
		⑥現道作業			
		⑦その他			
5. マネジメント特性		①他工区調整			
		②住民対応			
		③関係機関対応			
		④工程管理			
		⑤品質管理			
		⑥安全管理			
		⑦その他			
6. 特別考慮要因		—			
工事区分				技術的難易度評価	
				「易、やや難、難」評価	

※ 評価内容には、規模等具体の状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

別記様式第2

完了時工事技術的難易度評価表（記入例）

平成22年3月18日作成  
 ○○地方整備局 ○○○事務所

入札契約方式	一般競争入札方式			契約金額（予定額・最終）	425,000,000
工事名	○○川第2砂防ダム工事			工期（予定・最終）	H21.5.10 ~ H22.3.10
負担行為件名コード	*****（整備局コード＋負担行為コード6桁）			CORINS登録番号	*****
請負業者名	△△建設株式会社			工事種別コード	**
評価項目				評価内容	
大項目	評価	小項目	評価		
1. 構造物条件	B	①規模	B	H=25mの砂防ダム	
		②形状			
		③その他			
2. 技術特性	A	①工法等	A	現地土砂とセメント等を混合して砂防ダムを施工	
		②その他	B	緊急災害復旧工事であり、重機配置や除石順序など受注者に提案を求めた	
3. 自然条件	A	①湧水・地下水			
		②軟弱地盤			
		③作業用道路・ヤード	A	最大勾配が40度	
		④気象・海象			
		⑤その他	B	周辺に貴重種の○○群落がある	
4. 社会条件	C	①地中障害物			
		②近接施工			
		③騒音・振動			
		④水質汚濁			
		⑤作業用道路・ヤード			
		⑥現道作業			
		⑦その他			
5. マネジメント特性	B	①他工区調整			
		②住民対応			
		③関係機関対応			
		④工程管理	B	緊急災害復旧工事であり、除石作業の早期完了が望まれた	
		⑤品質管理	C		
		⑥安全管理	C		
		⑦その他			
6. 特別考慮要因		—			
工事区分	3010	砂防ダム	技術的難易度評価	IV	
			「易、やや難、難」評価	難	

※ 評価内容には、規模等具体的な状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

## 別紙－ 1

### 工事技術的難易度評価手順

1. 工事技術的難易度評価表「別記様式第 1」の記入は、次の手順により行うものとする。

#### 手順 1 工事区分

工事区分は、評価対象工事に含まれる難易度の最も高い工事区分を記入する。  
なお、技術的難易度に用いる工事区分は、別紙－ 2 「工事区分表」による。

#### 手順 2 小項目の評価

各小項目の評価は、別紙－ 3 「工事技術的難易度評価の小項目別運用表」の評価対象事項欄を基に、各小項目の評価を A、B、C で行い、別記様式第 1 に記入する。

#### 手順 3 大項目の評価

各大項目の評価は、手順 2 の各小項目ごとの評価結果から表－ 1 の判定基準に基づき、大項目の評価を A、B、C で行い、別記様式第 1 に記入する。

表－ 1 大項目判定基準

大項目評価	小項目評価
A	対象大項目に対する各小項目に A 判定が 1 つ以上ある。
B	対象大項目に対応する各小項目評価に B 判定が 1 つ以上あり、かつ、A 判定がない。
C	対象大項目に対応する各小項目に A、若しくは B 判定がない。

#### 手順 4 工事の技術的難易度判定

工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から表－ 2 の判定基準に基づき、当該対象工事の「易、やや難、難」の判定を行うものとする。

なお、難易度の判定を行う際に、別記様式第 1 に示される特別考慮要因が存在する場合には、特別考慮要因の A、B の判定も数に含めるものとする。

また、判定にあたっては、大項目の評価に A 判定が 1 つあり、かつ、B 判定が 3 個以下の場合は「やや難」と判定することを標準とするが、A 判定項目の工事特性に鑑み、「難」と判定してもよいものとする。

表-2 「易、やや難、難」判定基準

「易、やや難、難」 の判定	大項目評価
難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大項目の評価にA判定が2つ以上ある。</li> <li>・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が4個以上ある。</li> <li>・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が3個以下の場合にも、工事特性により、「難」と判定してもよい。</li> </ul>
やや難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大項目の評価にB判定が1つ以上あり、かつA判定がない。</li> <li>・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が3個以下である。</li> </ul>
易	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大項目の評価にA若しくは、B判定項目がない。</li> </ul>

手順5 工事の技術的難易度の評価

工事の技術的難易度の評価は、手順4の判定結果から別紙-4「工事区分別の技術的難易度対応表」の当該対象工事の工事区分に対応する工事難易度「00002160～00002165」の評価を行い、別記様式第1に記録する。

## 工事区分表

事業分類	構造物分類	構造形式・工法分類	区分番号	事業分類	構造物分類	構造形式・工法分類	区分番号
1. 河川	1.1河川堤防		1010	5. 道路	5.1トンネル	5.1.1山岳トンネル工法	5011
	1.2河川護岸		1020			5.1.2シルト工法	5012
	1.3床止め・床固め		1030			5.1.3開削工法	5013
	1.4堰・水門		1040			5.1.4沈理工法	5014
	1.5樋門・樋管		1050		5.2共同溝	5.2.1シルト工法	5021
	1.6水路トンネル	1.6.1山岳トンネル工法	1061			5.2.2推進工法	5022
		1.6.2シルト工法	1062			5.2.3開削工法	5023
		1.6.3推進工法	1063			5.3橋梁上部	5.3.1RC橋
		1.6.4開削工法	1064		5.3.2PC橋		5032
	1.7伏せ越し		1070		5.3.3鋼橋		5033
			1080		5.3.4床版工（鋼橋）		5034
1.8揚排水機場		1080	5.4橋梁下部	5.4.1RC橋脚・橋台	5041		
1.9河川浚渫		1090		5.4.2鋼製橋脚・橋台	5042		
1.10河川維持管理 （補強・改築は含まない）		1100		5.4.3合成構造橋脚・橋台	5043		
1.11その他		1110	5.5舗装	5.5.1セメントコンクリート舗装	5051		
2. 海岸	2.1海岸堤防			2010	5.5.2アスファルト舗装	5052	
	2.2護岸			2020	5.5.3ブロック舗装	5053	
	2.3突堤・離岸堤		2030	5.6道路付属施設	5.7切土工	5060	
	2.4養浜		2040		5.8盛土工	5080	
	2.5海岸浚渫		2050	5.9斜面安定・法面工	5090		
	2.6海岸維持管理 （補強・改築は含まない）		2060	5.10カルバート工	5100		
		2.7その他		2070	5.11擁壁工	5110	
3. 砂防 ・地滑り	3.1砂防ダム		3010	5.12排水工	5120		
	3.2流路工		3020	5.13電線共同溝・CAB	5130		
	3.3斜面对策 （地下水排除工、抑止杭工を含む）		3030	5.14情報BOX	5140		
		3.4砂防維持管理 （補強・改築は含まない）		3040	5.15シールド	5150	
	3.5その他		3050	5.16道路維持管理 （補強・改築は含まない）	5160		
4. ダム	4.1ダム （転流トンネルは、5.道路－ 5.1トンネルで評価する。）	4.1.1重力式ダム工事	4011	5.17その他		5170	
		4.1.2アーチ式ダム工事	4012		6. 公園	6.1基盤整備	6010
		4.1.3ロックフィルダム工事	4013			6.2植栽	6020
		4.1.4アースダム工事	4014		6.3施設整備	6030	
		4.1.5表面遮水壁フィルダム	4015		6.4グラウンド・コート整備	6040	
		4.1.6複合ダム工事	4016		6.5自然育成	6050	
		4.1.7ダム維持管理 （補強・改築は含まない）			4017	6.6公園維持管理 （補強・改築は含まない）	6060
			4.1.8その他		4018	6.7その他	6070
7. その他	7.1その他		7010	7. その他	7.1その他	7010	

## 工事難易度評価の小項目別運用表

大項目	小項目	評価対象事項(代表的事項等)
1. 構造物条件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模
	②形状	対象構造物の形状の複雑さ(土被り厚やトンネル線形等を含む)
	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象
2. 技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等
	②その他	施工方法に関する技術提案等
3. 自然条件	①湧水・地下水	湧水の発生、掘削作業等に対する地下水位の影響等
	②軟弱地盤	支持地盤の状況
	③作業用道路・ヤード	河川内・海域・急峻な地形条件下等、工事用道路・作業スペース等の制約
	④気象・海象	雨・雪・風・気温・波浪等の影響
	⑤その他	地すべり等の地質条件、急流河川における水流、海域における潮流等の影響、動植物等に対する配慮等
4. 社会条件	①地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
	②近接施工	工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中道路・架空線・建築物等の近接物
	③騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動の配慮
	④水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑤作業用道路・ヤード	生活道路を利用する資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペースの制約
	⑥現道作業	現道上での交通規制を伴う作業
	⑦その他	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等
5. マネジメント特性	①他工区調整	隣接工区との工程調整
	②住民対応	近隣住民との対応
	③関係機関対応	関係行政機関・公益事業者等との調整
	④工程管理	工期・工程の制約・変更への対応(工法変更等に伴うものを含む)
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ(高い品質管理精度の要求等を含む)
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業、潜水作業等の危険作業
	⑦その他	災害時の応急復旧等

## [評価方法]

以下の3ランクの評価を行う。

- A: 特に困難な、または、特に高度な技術を要する「条件・状況」
- B: 困難な、または、高度な技術を要する「条件・状況」
- C: 一般的に生ずる、または、通常の技術で対応可能な「条件・状況」

## 工事区分別工事難易度対応表

手順４の「易、やや難、難」判定結果から、工事区分に応じ、以下の工事難易度Ⅰ～Ⅵとして評価する。

なお、特に難易度を高める特別な要因がある場合、難易度を高める要因が特に多岐にわたる場合等には、各工事区分の「難」より上位のランクに評価する。

事業分類	工事区分（構造物分類・構造形式・工法分類）	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
1. 河川	河川堤防, 河川護岸, 床止め・床固め, 河川浚渫, 維持管理	易	やや難	難			
	樋門・樋管, 水路トンネル(推進工法), 伏せ越し, 揚排水機場		易	やや難	難		
	堰・水門, 水路トンネル(山岳トンネル工法, シールド工法, 開削工法)			易	やや難	難	
2. 海岸	海岸堤防, 護岸, 養浜, 海岸浚渫, 維持管理	易	やや難	難			
	突堤・離岸堤		易	やや難	難		
3. 砂防・地滑り	流路工, 維持管理	易	やや難	難			
	砂防ダム, 斜面对策		易	やや難	難		
4. ダム	維持管理	易	やや難	難			
	転流トンネル			易	やや難	難	
	堤体工				易	やや難	難
5. 道路	舗装, 道路附属施設, 切土工, 盛土工, 斜面安定・法面工, ガバート工, 擁壁工, 排水工, 情報BOX, シェッド, 維持管理	易	やや難	難			
	共同溝(推進工法, 開削工法), 橋梁上部工, 橋梁下部工, 電線共同溝・CAB		易	やや難	難		
	トンネル(山岳トンネル工法, シールド工法, 開削工法), 共同溝(シールド工法)			易	やや難	難	
	トンネル(沈埋工法)				易	やや難	難
6. 公園		易	やや難	難			

※工事区分「その他」については、類似の工事区分との関係等から類推する。

### 別添 3

## 地方整備局工事成績評定通知実施要領

#### (目的)

第1 本要領は、工事成績及び工事の技術的難易度について、「請負工事成績評定要領」(平成13年3月30日付け国官技第92号。以下「評定要領」という。)第8又は第9の通知並びに要領第10及び第11の回答に関する事項を定める。

#### (対象工事)

第2 工事成績評定の通知の対象とする工事は、評定要領第2に規定された評定の対象工事のうち、地方整備局が発注する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園緑地工事、その他これらに類する工事とする。

#### (評定点等の通知)

第3 局長(分任官の契約した工事については、事務所長)は、評定者から評定表等の提出がなされた後、当該工事の請負者に評定点及び工事の技術的難易度評価(以下「評定点等」という。)を速やかに別記様式第1により通知するものとする。

2 また、評定要領第9に基づき評定を修正した場合についても同様とする。

#### (説明請求)

第4 第3の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、局長(分任官の契約した工事については事務所長)に評定点等について説明を求めることができるものとする。

#### (説明請求の提出)

第5 第4の書面の提出先は、地方事業評価(又は技術調整)管理官等(分任官の契約した工事については、当該工事を担当する事務所の技官である副所長)とする。

#### (説明請求に対する回答)

第6 局長(分任官の契約した工事については事務所長)は、評定点等の通知を受けた請負者から評定点等についての説明を求められた場合、速やかに別記様式第2により回答するものとする。

2 局長(分任官の契約した工事については事務所長)は、前項の回答をする場合、工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

3 前項の工事成績評定評価委員会は、別紙1及び別紙2に定める規則に基づき設置するものとする。

4 局長(分任官の契約した工事については事務所長)は、説明の申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

(再説明請求)

第7 第6の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に書面により、局長に対して、再説明を求めることができるものとする。

(再説明請求の提出)

第8 第7の書面の提出先は、地方事業評価(又は技術調整)管理官等とする。

(再説明請求に対する回答)

第9 局長は、第6の説明に係る回答を受けた請負者から再説明を求められた場合、別記様式第3により回答するものとする。

2 局長は、前項の回答をする場合、地方整備局工事成績評定審査委員会の審議を経てから回答するものとする。

3 前項の地方整備局工事成績評定審査委員会は、別紙3に定める規則に基づき設置するものとする。

4 局長は、再説明の申立者に回答を行ったときは、再説明の申立者の提出した書面及び回答を行った書面を速やかに公表するものとする。

別記様式第1

国〇整〇〇第 号  
平成 年 月 日

契約の相手方  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

〇〇地方整備局長  
〇 〇 〇 〇 印  
又は 〇〇地方整備局  
〇〇事務所長  
〇 〇 〇 〇 印

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。  
なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 工 事 名 〇 〇 〇 〇 工 事
- 2 工 期 平成 〇年 〇月 〇日～平成 〇年 〇月 〇日
- 3 完成技術検査年月日 平成 〇年 〇月 〇日
- 4 成績評定
  - ① 評定点 〇 〇 点 項目別評定点は、別表1のとおり
  - (① 修正評定点 〇 〇 点 【評定点が修正された場合のみ】)
  - ② 技術提案履行確認 履行 or 不履行
  - ③ 工事技術的難易度評価 〇 項目別評価表は、別表2のとおり
- 5 送付先
  - (本官の場合) 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地  
国土交通省〇〇地方整備局 地方事業評価（又は技術調整）管理官 宛  
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇
  - (分任官の場合) 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地  
国土交通省〇〇地方整備局〇〇事務所 技術担当副所長〇〇〇〇 宛  
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇
- 6 手続き等の問い合わせ先
  - (本官の場合) 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地  
国土交通省〇〇地方整備局 企画部 技術管理課 検査係  
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇
  - (分任官の場合) 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地  
国土交通省〇〇地方整備局 〇〇事務所 〇〇(担当)課〇〇係  
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇

別表 1

## 項 目 別 評 定 点

評価項目	細 別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.3 点
	II. 配置技術者	／ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／ 13.0 点
	II. 工程管理	／ 8.1 点
	III. 安全対策	／ 8.8 点
	IV. 対外関係	／ 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／ 14.9 点
	II. 品 質	／ 17.4 点
	III. 出来ばえ	／ 8.5 点
4. 工事特性（加点のみ）	I. 施工条件等への対応	／ 7.3 点
5. 創意工夫（加点のみ）	I. 創意工夫	／ 5.7 点
6. 社会性等（加点のみ）	I. 地域への貢献等	／ 5.2 点
7. 法令遵守等（減点のみ）	工事事務等による減点	
	総合評価による減点	
<b>評定点合計</b>		／ 100.0 点

別表 2

## 工事技術的難易度項目別評価表

大項目	評価	小項目	評価
1. 構造物条件		①規模	
		②形状	
		③その他	
2. 技術特性		①工法等	
		②その他	
3. 自然条件		①湧水・地下水	
		②軟弱地盤	
		③作業用道路・ヤード	
		④気象・海象	
		⑤その他	
4. 社会条件		①地中障害物	
		②近接施工	
		③騒音・振動	
		④水質汚濁	
		⑤作業用道路・ヤード	
		⑥現道作業	
		⑦その他	
5. マネジメント特性		①他工区調整	
		②住民対応	
		③関係機関対応	
		④工程管理	
		⑤品質管理	
		⑥安全管理	
		⑦その他	
工事区分			
「易、やや難、難」評価			
工事難易度評価 ( I ~ VI )			

国〇整〇〇第 号  
平成 年 月 日

契約の相手方  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

〇〇地方整備局長  
〇 〇 〇 〇 印  
又は 〇〇地方整備局  
〇〇事務所長  
〇 〇 〇 〇 印

### 工事成績評定に係る説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職（注：事務所長からの場合は、「〇〇地方整備局長」と記載する。）に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は 〇〇地方整備局に設けられた工事成績評定審査委員会の審議を経た上で行います。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

#### 記

- 1 工事名 〇 〇 〇 〇 工 事
- 2 疑問に対する回答
- 3 送付先  
〒〇〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地  
国土交通省〇〇地方整備局 地方事業評価（又は技術調整）管理官 宛  
TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇
- 5 手続き等の問い合わせ先  
〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地  
国土交通省〇〇地方整備局 企画部 技術管理課 検査係  
TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇

## 〇〇地方整備局工事成績評定評価委員会規則（案）

### （趣 旨）

第 1 本規則は、〇〇地方整備局に設置する工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

### （委員会の事務）

第 2 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- （1）地方整備局長が契約した工事で地方整備局工事成績評定通知実施要領に基づき通知された評定点等について、請負者が説明を求めた場合の回答
- （2）工事成績評定の通知に係る事項
- （3）その他工事成績評定の運用に係る事項

### （委員会の委員及び組織）

第 3 委員会は、次の者で構成する。

- （1）地方事業評価管理官又は技術調整管理官
  - （2）総括工事検査官
  - （3）契約課長
  - （4）技術管理課長
  - （5）技術調査課長（置かれている場合）
  - （6）河川工事課長
  - （7）道路工事課長
  - （8）当該工事担当課長（必要に応じて）
  - （9）当該工事担当事務所長（必要に応じて）
  - （10）当該工事担当技術検査官
- 2 委員長は、地方事業評価管理官又は技術調整管理官とする。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

### （委員会の召集）

第 4 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が召集する。

### （委員会の庶務）

第 5 委員会の庶務は、技術管理課検査係が行う。

## 〇〇事務所工事成績評定評価委員会規則（案）

### （趣 旨）

第 1 本規則は、〇〇事務所に設置する工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

### （委員会の事務）

第 2 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- （1）事務所長が契約した工事で地方整備局工事成績評定通知実施要領に基づき通知された評定点等について、請負者が説明を求めた場合の回答
- （2）工事成績評定の通知に係る事項
- （3）その他工事成績評定の運用に係る事項

### （委員会の委員及び組織）

第 3 委員会は、次の者で構成する。

- （1）副所長（技術）
- （2）経理課長（経理課が置かれていない事務所にあつては、総務課長）
- （3）工務課長
- （4）当該工事担当課長
- （5）当該工事担当主任監督員（必要に応じて）
- （6）当該工事担当技術検査官

2 委員長は、副所長（技術）とする。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

### （委員会の召集）

第 4 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が召集する。

### （委員会の庶務）

第 5 委員会の庶務は、工務課が行う。

別記様式第3

国○整技管第 号  
平成 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

○○地方整備局長  
○ ○ ○ ○ 印

工事成績評定に係る再説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から再説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 工事名 ○ ○ ○ ○ 工事

2 疑問に対する回答

## 〇〇地方整備局工事成績評定審査委員会規則（案）

### （趣 旨）

第 1 本規則は、〇〇地方整備局に設置する工事成績評定審査委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

### （委員会の事務）

第 2 委員会は、地方整備局長の委嘱に基づき、次の事項について審議するものとする。

- 一 請負工事の成績評定について、地方整備局長（分任官の契約した工事については事務所長）の回答について再説明の申請がなされた場合の、当該工事成績評定に関すること。
- 二 工事成績評定要領の運用に関すること。

### （委員会の委員及び組織）

第 3 委員は、公共工事に関する学識経験等を有し、人格、識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、地方整備局長が委嘱する。

2 委員会は、委員〇人で組織する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

6 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

### （会議）

第 4 第 2 第一に係る会議は、再説明の申請に応じ、委員長が指名した 3 名以上の委員で開催することができる。この場合の長は委員長が指名する。

2 第 2 第二に係る会議は、必要に応じ開催する。

3 会議は、非公開とする。

### （再説明審査）

第 5 委員会は、第 2 第一の事項に関し、再説明の申請があったときは再説明審査会議を開催し、審査を行う。

2 委員会は、前項の審査を終えたときは、意見書を作成しその結果を地方整備局長に報告するとともに、必要があると認めるときはこれを公表することができる。

(委員の除斥)

第6 委員は、第2第一の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(意見の具申又は勧告)

第7 委員会は、第2第二の事項に関し、改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、地方整備局長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合に必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

(秘密を守る義務)

第8 委員は、審議事項について知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第9 委員会の庶務は、企画部技術管理課検査係が行う。

### 別添 3

## 地方整備局工事成績評定通知実施要領

#### (目的)

第1 本要領は、工事成績及び工事の技術的難易度について、「請負工事成績評定要領」(平成13年3月30日付け国官技第92号。以下「評定要領」という。)第8又は第9の通知並びに要領第10及び第11の回答に関する事項を定める。

#### (対象工事)

第2 工事成績評定の通知の対象とする工事は、評定要領第2に規定された評定の対象工事のうち、地方整備局が発注する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園緑地工事、その他これらに類する工事とする。

#### (評定点等の通知)

第3 局長(分任官の契約した工事については、事務所長)は、評定者から評定表等の提出がなされた後、当該工事の請負者に評定点及び工事の技術的難易度評価(以下「評定点等」という。)を速やかに別記様式第1により通知するものとする。

2 また、評定要領第9に基づき評定を修正した場合についても同様とする。

#### (説明請求)

第4 第3の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、局長(分任官の契約した工事については事務所長)に評定点等について説明を求めることができるものとする。

#### (説明請求の提出)

第5 第4の書面の提出先は、地方事業評価(又は技術調整)管理官等(分任官の契約した工事については、当該工事を担当する事務所の技官である副所長)とする。

#### (説明請求に対する回答)

第6 局長(分任官の契約した工事については事務所長)は、評定点等の通知を受けた請負者から評定点等についての説明を求められた場合、速やかに別記様式第2により回答するものとする。

2 局長(分任官の契約した工事については事務所長)は、前項の回答をする場合、工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

3 前項の工事成績評定評価委員会は、別紙1及び別紙2に定める規則に基づき設置するものとする。

4 局長(分任官の契約した工事については事務所長)は、説明の申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

(再説明請求)

第7 第6の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に書面により、局長に対して、再説明を求めることができるものとする。

(再説明請求の提出)

第8 第7の書面の提出先は、地方事業評価(又は技術調整)管理官等とする。

(再説明請求に対する回答)

第9 局長は、第6の説明に係る回答を受けた請負者から再説明を求められた場合、別記様式第3により回答するものとする。

2 局長は、前項の回答をする場合、地方整備局工事成績評定審査委員会の審議を経てから回答するものとする。

3 前項の地方整備局工事成績評定審査委員会は、別紙3に定める規則に基づき設置するものとする。

4 局長は、再説明の申立者に回答を行ったときは、再説明の申立者の提出した書面及び回答を行った書面を速やかに公表するものとする。

別記様式第1

国〇整〇〇第 号  
平成 年 月 日

契約の相手方  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

〇〇地方整備局長  
〇 〇 〇 〇 印  
又は 〇〇地方整備局  
〇〇事務所長  
〇 〇 〇 〇 印

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。  
なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 工 事 名 〇 〇 〇 〇 工 事
- 2 工 期 平成 〇年 〇月 〇日～平成 〇年 〇月 〇日
- 3 完成技術検査年月日 平成 〇年 〇月 〇日
- 4 成績評定
  - ① 評定点 〇 〇 点 項目別評定点は、別表1のとおり
  - (① 修正評定点 〇 〇 点 【評定点が修正された場合のみ】)
  - ② 技術提案履行確認 履行 or 不履行
  - ③ 工事技術的難易度評価 〇 項目別評価表は、別表2のとおり
- 5 送付先
  - (本官の場合) 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地  
国土交通省〇〇地方整備局 地方事業評価（又は技術調整）管理官 宛  
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇
  - (分任官の場合) 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地  
国土交通省〇〇地方整備局〇〇事務所 技術担当副所長〇〇〇〇 宛  
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇
- 6 手続き等の問い合わせ先
  - (本官の場合) 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地  
国土交通省〇〇地方整備局 企画部 技術管理課 検査係  
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇
  - (分任官の場合) 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地  
国土交通省〇〇地方整備局 〇〇事務所 〇〇(担当)課〇〇係  
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇

別表 1

## 項 目 別 評 定 点

評価項目	細 別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.3 点
	II. 配置技術者	／ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／ 13.0 点
	II. 工程管理	／ 8.1 点
	III. 安全対策	／ 8.8 点
	IV. 対外関係	／ 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／ 14.9 点
	II. 品 質	／ 17.4 点
	III. 出来ばえ	／ 8.5 点
4. 工事特性（加点のみ）	I. 施工条件等への対応	／ 7.3 点
5. 創意工夫（加点のみ）	I. 創意工夫	／ 5.7 点
6. 社会性等（加点のみ）	I. 地域への貢献等	／ 5.2 点
7. 法令遵守等（減点のみ）	工事事務等による減点	
	総合評価による減点	
<b>評定点合計</b>		／ 100.0 点

## 別表 2

## 工事技術的難易度項目別評価表

大項目	評価	小項目	評価
1. 構造物条件		①規模	
		②形状	
		③その他	
2. 技術特性		①工法等	
		②その他	
3. 自然条件		①湧水・地下水	
		②軟弱地盤	
		③作業用道路・ヤード	
		④気象・海象	
		⑤その他	
4. 社会条件		①地中障害物	
		②近接施工	
		③騒音・振動	
		④水質汚濁	
		⑤作業用道路・ヤード	
		⑥現道作業	
		⑦その他	
5. マネジメント特性		①他工区調整	
		②住民対応	
		③関係機関対応	
		④工程管理	
		⑤品質管理	
		⑥安全管理	
		⑦その他	
工事区分			
「易、やや難、難」評価			
工事難易度評価 ( I ~ VI)			

国〇整〇〇第 号  
平成 年 月 日

契約の相手方  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

〇〇地方整備局長  
〇 〇 〇 〇 印  
又は 〇〇地方整備局  
〇〇事務所長  
〇 〇 〇 〇 印

### 工事成績評定に係る説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職（注：事務所長からの場合は、「〇〇地方整備局長」と記載する。）に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は 〇〇地方整備局に設けられた工事成績評定審査委員会の審議を経た上で行います。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

#### 記

- 1 工事名 〇 〇 〇 〇 工 事
  
- 2 疑問に対する回答
  
- 3 送付先  
〒〇〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地  
国土交通省〇〇地方整備局 地方事業評価（又は技術調整）管理官 宛  
TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇
  
- 5 手続き等の問い合わせ先  
〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地  
国土交通省〇〇地方整備局 企画部 技術管理課 検査係  
TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇

## 〇〇地方整備局工事成績評定評価委員会規則（案）

### （趣 旨）

第 1 本規則は、〇〇地方整備局に設置する工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

### （委員会の事務）

第 2 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- （1）地方整備局長が契約した工事で地方整備局工事成績評定通知実施要領に基づき通知された評定点等について、請負者が説明を求めた場合の回答
- （2）工事成績評定の通知に係る事項
- （3）その他工事成績評定の運用に係る事項

### （委員会の委員及び組織）

第 3 委員会は、次の者で構成する。

- （1）地方事業評価管理官又は技術調整管理官
  - （2）総括工事検査官
  - （3）契約課長
  - （4）技術管理課長
  - （5）技術調査課長（置かれている場合）
  - （6）河川工事課長
  - （7）道路工事課長
  - （8）当該工事担当課長（必要に応じて）
  - （9）当該工事担当事務所長（必要に応じて）
  - （10）当該工事担当技術検査官
- 2 委員長は、地方事業評価管理官又は技術調整管理官とする。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

### （委員会の召集）

第 4 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が召集する。

### （委員会の庶務）

第 5 委員会の庶務は、技術管理課検査係が行う。

## 〇〇事務所工事成績評定評価委員会規則（案）

### （趣 旨）

第 1 本規則は、〇〇事務所に設置する工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

### （委員会の事務）

第 2 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- （1）事務所長が契約した工事で地方整備局工事成績評定通知実施要領に基づき通知された評定点等について、請負者が説明を求めた場合の回答
- （2）工事成績評定の通知に係る事項
- （3）その他工事成績評定の運用に係る事項

### （委員会の委員及び組織）

第 3 委員会は、次の者で構成する。

- （1）副所長（技術）
- （2）経理課長（経理課が置かれていない事務所にあっては、総務課長）
- （3）工務課長
- （4）当該工事担当課長
- （5）当該工事担当主任監督員（必要に応じて）
- （6）当該工事担当技術検査官

2 委員長は、副所長（技術）とする。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

### （委員会の召集）

第 4 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が召集する。

### （委員会の庶務）

第 5 委員会の庶務は、工務課が行う。

別記様式第3

国○整技管第 号  
平成 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

○○地方整備局長  
○ ○ ○ ○ 印

工事成績評定に係る再説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から再説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 工事名 ○ ○ ○ ○ 工事

2 疑問に対する回答

## 〇〇地方整備局工事成績評定審査委員会規則（案）

### （趣 旨）

第 1 本規則は、〇〇地方整備局に設置する工事成績評定審査委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

### （委員会の事務）

第 2 委員会は、地方整備局長の委嘱に基づき、次の事項について審議するものとする。

- 一 請負工事の成績評定について、地方整備局長（分任官の契約した工事については事務所長）の回答について再説明の申請がなされた場合の、当該工事成績評定に関すること。
- 二 工事成績評定要領の運用に関すること。

### （委員会の委員及び組織）

第 3 委員は、公共工事に関する学識経験等を有し、人格、識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、地方整備局長が委嘱する。

2 委員会は、委員〇人で組織する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

6 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

### （会議）

第 4 第 2 第一に係る会議は、再説明の申請に応じ、委員長が指名した 3 名以上の委員で開催することができる。この場合の長は委員長が指名する。

2 第 2 第二に係る会議は、必要に応じ開催する。

3 会議は、非公開とする。

### （再説明審査）

第 5 委員会は、第 2 第一の事項に関し、再説明の申請があったときは再説明審査会議を開催し、審査を行う。

2 委員会は、前項の審査を終えたときは、意見書を作成しその結果を地方整備局長に報告するとともに、必要があると認めるときはこれを公表することができる。

(委員の除斥)

第6 委員は、第2第一の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(意見の具申又は勧告)

第7 委員会は、第2第二の事項に関し、改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、地方整備局長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合に必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

(秘密を守る義務)

第8 委員は、審議事項について知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第9 委員会の庶務は、企画部技術管理課検査係が行う。